

診療所スタッフ強化塾 保険診療を理解する 法律・ルールとキーワード

保険医療を行ううえで 守らなければならないルール 療養担当規則を理解しよう

河合吾郎 河合医療福祉法務事務所/行政書士・社会福祉士

かわい・さるう 静岡県浜松市生まれ。中央大学経済学部卒業。2001年社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷浜松病院に入職し、医事課・医療情報センター・経理課などを歴任。在職中に行政書士・社会福祉士・個人情報保護士などを取得し、11年に開業。さまざまな角度から医療機関の運営支援を行うことで地域医療の発展に貢献することを目指している。

これを守らないと 保険請求はできない

本号からは前連載の「医療制度の基礎知識」をバージョンアップし、職種を問わず診療所で働く人たちが知っておかなければならない医療に関する法律とルールを解説していきます。その第1回は「療養担当規則」です。

これは、正式名を「保険医療機関及び保険医療養担当規則」といい、医療の現場では「療担(リョータン)」と短縮形で呼ばれています。保険医療機関や保険医が保険診療を行ううえで守らなければならない基本的な規則を具体的に定めた厚生労働省令で、審査支払い機関が審査を行う時の法的根拠となる重要な規則です。つまり、保険医療機関は、これを守らなければ保険請求することができないのです。

保険薬局や保険薬剤師には「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」、老人保健医療では「老人保健法の規定による医療並びに入院食事療養及び特定療養費に係る療養の取り扱い及び担当に関する基準」(老人療養担当規則)が定められています。

診療方針から指導まで こと細かに規定

療養担当規則は次の3章で構成されています。章ごとに内容を見ていきたいと思います。

第1章 保険医療機関の療養担当
まず第1条では、療養の範囲を定めています(1・診察/2・薬剤又は治療材料の支給/3・処置、手術その他の治療/4・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護/5・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護)。

第2条以下を一部抜粋すると、第2条では療養給付の担当方針(第2条)、他の保険医療機関から照会があった場合の患者さんの疾病や自傷に関しての対応(第2条の2)、健康保険事業の健全な運営の確保(第2条の4)、保険医療機関の掲示義務(第2条の6)などが規定されています。

第3条では受給資格の確認など、2項では要介護被保険者であるかどうかの確認を行うよう求められています。
第5条では一部負担金の受領に

関する事項、2項では領収書や明細書の無料交付を義務付けています。明細書に関しては、2012年より原則として無償交付することが義務付けられました。ただし、400床以下の病院では16年3月まで、診療所では自分の間、それを猶予する経過措置が取られています。これらの医療機関では、明細書を常に交付することが困難であることに正当な理由がある場合には、患者さんから求められたときに明細書を交付することで足りません。また、明細書交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合には、自分の間、有償で発行することができます。

第6条は証明書や意見書等の交付義務について規定されています。第8条では療養の給付の担当に關し必要な事項を記載し、他の診療録と区別しなくてはならないと書かれていますが、第9条では療養の給付の担当に関する帳簿および書類その他の記録は3年、患者さまの診療録については5年と保存期間を定めています。

第11条1項では入院について規定されています。有床診療所では、

ぜひ目を通していただきたいとあります。2項では看護体制、3項では報告義務についての規定があります。

なお、今年4月の改正では、保険医療機関や保険薬局が、事業者またはその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供

することにより、患者が自己の保険医療機関において診療や調剤を受けるように誘引することが禁止されました(第2条の4の2)。

第2章 保険医の診療方針等
第12条において一般の方針が定められており、診療の具体的方針

が第20条の各号において記載されています。具体的には、1・診察/2・投薬/3・処方せんの交付/4・注射/5・手術及び処置/6・リハビリテーション/7・入院——と診療行別に記載されています。ちなみに、医療機関勤務の皆さんは

勤務の皆さんは「ご存じでしょうが、処方箋の有効期間4日以内」というのも、この第20条に定められています。第13条から第15条は保険医の指導について、第16条では保険医の専門外の場合の他の医療機関への転医や対診について書かれています。
第18条では厚生労働大臣が定めるもの以外の特殊療法等の禁

止については、第19条1項では医薬品、歯科材料について厚生労働大臣が定めるもの以外は使用してはならないということが規定されています。3項では特定の保険薬局への誘導の禁止、4項では訪問看護事業所との連携を規定しています。
第22条では、診療録への記載と様式(様式第1号(図1)~(図3))、第23条では処方せんに関する記載事項と様式(様式第2号(図2))について規定されています。書式のレイアウトは「ご存じかと思いますが、日頃の業務で目にされていると思いますが、療養担当規則に規定がありますので今回あえて掲載しました。

第3章 雑則 読み替え規定について
療養担当規則は、保険診療を行ううえで非常に大切な事項が規定されています。診療報酬改定が4月に行われましたが、療養担当規則も一部改正されています。今回の話題が、療養担当規則を知るきっかけになれば幸いです。